

大阪労働局長 殿

大阪地方最低賃金審議会労働者委員に 大阪労連加盟組織推薦者の任命を求める要請書

最低賃金審議会は、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」（最低賃金法第1条）を目標達成のため設置されたものです。

今、長期の低賃金に歴史的な物価高騰で労働者の生活は、かつてない悪化で窮地に追い込まれています。特に、非正規労働者、女性労働者など低賃金労働者が増大し、「働く貧困」や「貧困の連鎖」が深刻になっているもとの、最低賃金の果たす役割はきわめて重要と言わなければなりません。

その最低賃金の決定に当たっては、最低賃金審議会での調査審議が大きな役割を果たします。最低賃金審議会は、労働者・使用者・公益をそれぞれ代表する委員で組織され、委員を任命しようとするときは、関係労働組合に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならないとされています。

これは、いうまでもなく委員の任命に当たって一部の労働組合にのみに偏った人選とならないよう、公正・妥当な人選を行うためです。

国際労働機関ILOの条約勧告適用専門家委員会がまとめた報告では、日本政府に対し「審議会の代表性を増強するために、異なる労働組合連合から最低賃金審議会の労働者委員を任命することの可能性について検討したかどうか」と踏み込んだ追加情報を求めています。これは、今の日本の審議会の『代表性』に問題があるとの認識を示しています。しかし現在、大阪地方最低賃金審議会労働者委員は、全員が連合大阪加盟組織推薦者により独占されており、極めて不公正な状態が続いています。

つきましては、2023年度の大阪地方最低賃金審議会の労働者委員の任命に当たっては、公正な任命の立場から大阪労連加盟組織推薦者も任命することを強く求めるものです。

2023年 月 日

住所

団体
